

法務局からのお知らせ 熊本地震により倒壊等した建物の職権による建物取壊し登記作業について

熊本地方法務局では、平成28年熊本地震によって倒壊等した建物について、被災された方々の建物取壊しの登記申請の負担軽減を図るとともに、被災地の速やかな復興のため、県内の被災地域において、所有者の申請によらずに登記官の職権で建物取壊しの登記を行ってまいりましたが、取壊しの登記が行われていない建物が残っている可能性があります。

つきましては、登記されている建物で、建物の全部が公費解体等により取り壊されたにもかかわらず、まだ取壊しの登記がされていない場合は、平成30年12月28日(金)までに、問い合わせ先まで御連絡願います。

Check! 職権による取壊しの登記の対象とならない建物

震災により倒壊等した建物ではあるが…

- ①建物の破損・解体が一部分である場合
- ②1つの登記記録に2棟以上の建物(例えば居宅と物置など)が存在し、その全ての建物が解体等されていない場合



〈問い合わせ〉熊本地方法務局 復興事業対策室 Tel 096 (364) 2221
(平日：午前8時30分から午後5時15分まで)

※注意事項
平成31年1月1日(火)は、受け付けのみとし、火葬業務は休みとなります。

※注意事項

南阿蘇霊照苑の火葬業務
年末年始も通常通り業務を行います。

南阿蘇霊照苑の火葬業務

- ・ごみ出しルールが守られていない場合は、持ち込みを断ります。
- ・粗大ごみ別収集については、12月25日(火)の受け付け分までとし、28日(金)まで収集は行いません。
- ※注意事項
必ず、指定のごみ袋を使用し、分別をして持ち込むこと。

※注意事項

年始の業務
平成31年1月4日(金)

年末の業務

12月29日(土)

12月30日(日)

12月31日(月)～1月3日(木)

12月29日(土)～12月31日(月)

12月30日(日)～12月31日(月)

12月29日(土)

12月30日(日)

12月31日(月)～1月3日(木)

計画的なごみの搬入をお願いします。

例年12月29日～30日は、ごみの搬入が集中します。

南部中継基地のごみの受入れ

年末年始の各種業務のお知らせ
〈問い合わせ〉南部中継基地
南阿蘇霊照苑
Tel (62) 0719
Tel (62) 9964



ごみは燃やさないで!!

最近、近所の庭先でごみを焼却している人がいるので困るという相談が増えています。ごみの焼却は法律で禁止されています。

それだけでなく、煙が周辺の家の中に入る、洗濯物に焼却の臭いが付着するなどの迷惑行為になります。

また、喘息などの病気を患っている方もいらっしゃいますので、発作などの原因にもなり、健康被害も懸念されます。

ルールを守り、適正にごみを出していただくようお願いします。



〈問い合わせ〉環境対策課 環境保全係 Tel (67) 3176